

改正

昭和56年10月16日規則第12号

昭和56年12月10日規則第17号

昭和57年8月20日規則第9号

昭和58年1月10日規則第1号

昭和59年9月20日規則第15号

平成2年4月23日規則第14号

平成6年11月7日規則第17号

平成7年2月1日規則第2号

平成11年3月23日規則第6号

平成16年7月1日規則第18号

平成16年8月26日規則第25号

平成18年6月30日規則第19号

平成22年7月30日規則第14号

平成24年4月27日規則第12号

平成24年7月6日規則第15号

平成26年7月22日規則第10号

平成27年6月30日規則第24号

平成28年10月6日規則第33号

平成29年12月27日規則第28号

泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年泉南市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(障害の状態)

第2条 条例第1条の2第2号ウに規定する規則で定める障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定める障害をいう。

(ひとり親家庭の児童)

第3条 条例第1条の2第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（社会保険各法）

第4条 条例第3条第1項の社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律245号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（所得の額）

第5条 条例第2条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等（条例第2条の2に規定するひとり親等をいう。）にあつては令第2条の4第2項の表第一覧に定める区分に応じて同表第二欄に定められた額を準用し、次に掲げる児童の養育者にあつては令第2条の4第7項に規定する額を準用する。

(1) 条例第1条の2第2号イ又はエに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

(2) 第3条第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第3条第4号に該当する児童（父から認知された児童を除く。）であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第3条第5号に該当する児童

2 条例第2条の2第1項第2号に規定する規則で定める額は、令第2条の4第8項に規定する額を準用する。

(所得の範囲)

第6条 条例第2条の2第3項の規定により規則で定めることとされた所得の範囲は、前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に係るものを除く。）及び条例第2条第1項第1号に規定する父又は母がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下次条において同じ。）に係る所得とする。

(所得の額の計算方法)

第7条 条例第2条の2第3項の規定により規則で定めることとされた所得の額の計算方法については、令第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「法第9条第1項及び第9条の2から第11条までに規定する所得の額」とあるのは「条例第2条の2第4項に規定する所得の額の計算方法」と、「その年の4月1日の属する年度」とあるのは「その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度」とそれぞれ読み替える。

(所得の額の計算方法の特例)

第8条 条例第2条の2第4項に規定する規則で定める所得の額の計算方法の特例は、その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に災害により生じた地方税法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額の合計額が同号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イ、ロ又はハに定める額（同号イ中「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「前条の規定によって計算したその所得の額」と読み替えるものとする。以下同じ。第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額）を超えるに至ったときは、そのを超えるに至った日後に受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に災害により生じた同条第1項第1号に規定する損失の金額の合計額（次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額）を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき雑損控除額（その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号に規定

する控除を受けた者の雑損控除額をいう。)に相当する額がある場合において、当該雑損控除額の計算の基礎となった損失の金額のうち災害により生じた損失の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する雑損控除額に相当する額がない場合 地方税法第314条の2第1項第1号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める額

2 その所得の生じた年の翌年の1月1日以後に支払った条例第2条に規定する者に係る地方税法第314条の2第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額が前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのいずれか低い額(第1号に掲げる場合において、その額が同号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額)を超えるに至ったときは、その超えるに至った日以後にその者が受けた医療に係る医療費については、同年の1月1日から当該医療を受けた日の前日までの間に支払ったその者に係る同条第1項第2号に規定する医療費の金額の合計額(次の各号に掲げる場合には、その合計額から当該各号に掲げる額を控除した額)と200万円(第1号に規定する医療費控除額に相当する額がある場合には、200万円からその額を控除した額)とのいずれか低い額を前条の規定によって計算したその所得の額から控除するものとする。

(1) 前条の規定によって計算したその所得の額から控除すべき医療費控除額(その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第2号に規定する控除を受けた者の医療費控除額をいう。)に相当する額がある場合において、当該医療費控除額の計算の基礎となった医療費の金額のうち当該条例第2条に規定する者に係る医療費の金額があるとき その金額の合計額

(2) 前号に規定する医療費控除額に相当する額がない場合 前条の規定によって計算したその所得の額の100分の5に相当する額と10万円とのうちいずれか低い額

(一部自己負担額)

第9条 条例第3条第1項に規定する規則で定める一部自己負担額(治療用装具の支給を除く。)は、健康保険法第63条第3項第1項に規定する保険医療機関又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関」という。)ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同項に規定する療養に要する費用の額のうち国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべきこととされている額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月に同一の医療機関において行う同項の規定による一部自己負担金の支払は、2日までとする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において歯科診療又は歯科診療以外の診療を受けた場合における前2項の規定の適用については、当該歯科診療又は歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

4 同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、当該入院又は入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

(助成の方法の特例)

第10条 条例第3条第3項ただし書の特別の理由は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により対象者(条例第2条第1項に規定する対象者をいう。以下同じ。)に係る保険外併用療養費、療養費若しくは特別療養費が現に支給されたとき(食事療養及び生活療養に係る給付並びに精神病床への入院に係る給付を除く。)

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第3条第3項ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする者は、医療費助成申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、受給者が泉南市国民健康保険条例(昭和34年泉南市条例第1号)に規定する被保険者である者はこの限りでない。

(医療証の申請)

第11条 条例第4条の規定による申請は、ひとり親家庭医療証交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証

(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する児童扶養手当を受けている者は、当該児童扶養手当を受けていることを明らかにする証書

(3) 前号に規定する者以外の者にあつては、児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条各号に定める書類又はこれらに準ずる書類

(4) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に規定する申請があつたときは、その資格を審査し、ひとり親家庭医療証(様式

第2号。以下「医療証」という。)を交付するものとする。

3 医療証の有効期限は、毎年10月31日又は条例第1条の2第1号に規定する年齢要件を欠くこととなる日の前日とする。

4 医療証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、医療証の有効期間が満了したときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新申請)

第12条 受給者は、毎年10月1日から10月31日までの間にひとり親家庭医療証更新申請書(様式第1号)に前条第1項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して医療証の更新を申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は、その資格を審査し、医療証の更新をするものとする。

(医療証の再交付申請)

第13条 受給者は、医療証を破り、汚損、又は紛失したときは、ひとり親家庭医療証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚損した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その医療証を添えなければならない。

3 受給者は、医療証の再交付を受けた後、紛失した医療証を発見したときは、直ちに、これを市長に返還しなければならない。

(氏名等変更の届出)

第14条 受給者は、次に掲げる理由が生じたときは、14日以内に、その内容、その理由が生じた年月日及び医療証の受給者番号を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名を変更したとき。

(2) 市の区域において、その居住地を変更したとき、又は市の区域内に居住地を有しなくなったとき。

(3) 受給者の疾病又は負傷について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者、共済組合に変更が生じたとき、当該保険者、共済組合の名称若しくはその事務所の所在地に変更が生じたとき、又は当該医療の給付の内容に変更が生じたとき。

(4) 社会保険各法の規定による被扶養者である受給者にあつては、受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者に変更が生じたとき、又は受給者が被扶養者となっている被保険者、組合員若しくは加入者の住所、氏名若しくは被保険者証、組合員証若しくは加入者証の記号に変更が生じたとき。

- (5) 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者である受給者にあつては、その者の属する世帯の同法に規定する世帯主若しくは組合員に変更が生じたとき、又は被保険者証の記号番号に変更が生じたとき。
- (6) 社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者となるに至ったとき。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者となるに至ったとき。
- (8) 条例第2条に規定する対象者の資格要件が消滅するに至ったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（死亡の届出）

第15条 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 死亡した年月日
- (3) 医療証の受給者番号

（医療証の添付）

第16条 第12条並びに第13条の規定による申請及び第14条の規定による届書（第14条第3号から第5号までの届書を除く。）には医療証を添えなければならない。ただし、医療証を添えることができない理由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって医療証に代えることができる。

（ひとり親家庭医療費助成の申請）

第17条 条例第3条第1項の規定によるひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者は、医療費助成申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われることを証明した書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険の保険者として療養に要する費用を支給する場合は、この限りでない。

（第三者の行為による被害の届出）

第18条 ひとり親家庭医療費の助成理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、ひとり親家庭医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに、市長に届け出なければならない。

(一部自己負担額に係る助成)

第19条 受給者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成を受けようとする受給者は、一部自己負担額助成申請書(様式第5号)に一部自己負担額の支払を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が医療機関又は審査支払機関から一部自己負担額の算定に必要な情報の提供を受けたときはこの限りではない。

(添付書類の省略等)

第20条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることがある。

2 市長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項中「毎年10月31日」とあるのは、有効期間の初日が昭和55年10月1日から昭和55年10月31日までの医療証にあつては、「昭和56年10月31日」と読み替えるものとする。
- 3 第5条第2項括弧書きの規定にかかわらず、収容が昭和55年11月1日以後になお継続する者に係る医療券の有効期限は収容の終了する日とする。

附 則 (昭和56年10月16日規則第12号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月10日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年8月20日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年1月10日規則第1号)

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年 9 月20日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年11月 7 日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出されている申請書は、改正後の泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則及び泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の様式により提出された申請書とみなす。

（泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 泉南市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和60年規則第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 7 年 2 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年 3 月23日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出された母子家庭医療証（更新）申請書及び第4条第1号の規定により提出された書類は、この規則による改正後の泉南市母子家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式及び規定により提出された母子家庭医療証（更新）申請書及び書類とみなす。

- 3 この規則施行の際現に旧規則の様式により交付されている医療証は、新規則の様式により交付された医療証とみなす。

附 則（平成16年 7 月 1 日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則の規定による申請書は、新規則の規定による申請書とみなす。

附 則（平成16年 8 月26日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月30日規則第19号）

この規則は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 7 月30日規則第14号）

この規則は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月27日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 平成24年 7 月 1 日から同月31日までの間、第 2 条の 3 の規定において準用する児童扶養手当法施行令の規定中の特定扶養親族は年齢16歳以上23歳未満の者とする。

附 則（平成24年 7 月 6 日規則第15号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 7 月22日規則第10号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月30日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年 6 月までに新たに医療費の助成の適用を受けようとする者に対する改正後の第 2 条の

2の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」とする。

3 平成27年7月から平成28年6月までに医療費の助成を受けようとする者に対する改正後の第2条の2の適用については、同条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とする。

附 則（平成28年10月6日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月27日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行の日前に準備行為として行ったこの規則による改正後の規定による申請その他この規則による改正後の泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）を施行するために必要な準備行為は、新規則の相当規定によって行ったものとみなす。